

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

	修正前	修正後	
	<p data-bbox="412 453 869 501">宮城県地域防災計画</p> <p data-bbox="483 608 797 647">【津波災害対策編】</p> <p data-bbox="497 938 779 978">平成25年2月</p>	<p data-bbox="1312 453 1769 501">宮城県地域防災計画</p> <p data-bbox="1384 608 1697 647">【津波災害対策編】</p> <p data-bbox="1503 735 1579 783">(案)</p> <p data-bbox="1402 938 1675 978">平成 年 月</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

修正前	修正後	
<p style="text-align: center;">宮城県地域防災計画【津波災害対策編】</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 ————— 5</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱 ————— 8</p> <p>第3節 宮城県内の地震等観測体制 ————— 10</p> <p>第4節 宮城県の津波被害</p> <p>第5節 対象とする津波</p> <p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則 ————— 11</p> <p>第2節 津波に強いまちの形成 ————— 12</p> <p>第3節 海岸保全施設等の整備 ————— 14</p> <p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>第5節 都市の防災対策</p> <p>第6節 建築物等の安全化対策 ————— 15</p> <p>第7節 ライフライン施設等の予防対策 ————— 16</p> <p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第9節 防災知識の普及 ————— 17</p> <p>第10節 地震・津波防災訓練の実施 ————— 20</p> <p>第11節 <u>自主防災組織の育成</u> ————— 22</p> <p>第12節 ボランティアの受入れ ————— 24</p> <p>第13節 企業等の防災対策の推進 ————— 25</p> <p>第14節 津波調査研究等の推進</p> <p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 ————— 26</p> <p>第16節 情報通信網の整備 ————— 28</p> <p>第17節 職員の配備体制</p>	<p style="text-align: center;">宮城県地域防災計画【津波災害対策編】</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 ————— 5</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱 ————— 8</p> <p>第3節 宮城県内の地震等観測体制 ————— 10</p> <p>第4節 宮城県の津波被害</p> <p>第5節 対象とする津波</p> <p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則 ————— 11</p> <p>第2節 津波に強いまちの形成 ————— 12</p> <p>第3節 海岸保全施設等の整備 ————— 14</p> <p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>第5節 都市の防災対策</p> <p>第6節 建築物等の安全化対策 ————— 15</p> <p>第7節 ライフライン施設等の予防対策 ————— 16</p> <p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第9節 防災知識の普及 ————— 17</p> <p>第10節 地震・津波防災訓練の実施 ————— 20</p> <p>第11節 <u>地域における防災体制</u> ————— 22</p> <p>第12節 ボランティアの受入れ ————— 24</p> <p>第13節 企業等の防災対策の推進 ————— 25</p> <p>第14節 津波調査研究等の推進</p> <p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 ————— 26</p> <p>第16節 情報通信網の整備 ————— 28</p> <p>第17節 職員の配備体制</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

	修正前	修正後	
	第18節 防災拠点等の整備 ————— 29	第18節 防災拠点等の整備 ————— 29	
	第19節 相互応援体制の整備 ————— 30	第19節 相互応援体制の整備 ————— 30	
	第20節 医療救護体制の整備 ————— 31	第20節 医療救護体制の整備 ————— 31	
	第21節 火災予防対策 ————— 33	第21節 火災予防対策 ————— 33	
	第22節 緊急輸送体制の整備	第22節 緊急輸送体制の整備	
	第23節 避難対策 ————— 34	第23節 避難対策 ————— 34	
	第24節 避難収容対策 ————— 38	第24節 避難収容対策 ————— 38	
	第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保 ————— 42	第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保 ————— 42	
	第26節 <u>災害時要援護者・外国人対応</u> ————— 43	第26節 <u>要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</u> ————— 43	
	第27節 複合災害対策	第27節 複合災害対策	
	第28節 廃棄物対策 ————— 47	第28節 廃棄物対策 ————— 47	
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
	第1節 情報の収集・伝達 ————— 48	第1節 情報の収集・伝達 ————— 48	
	第2節 災害広報活動 ————— 51	第2節 災害広報活動 ————— 51	
	第3節 防災活動体制 ————— 52	第3節 防災活動体制 ————— 52	
	第4節 相互応援活動 ————— 53	第4節 相互応援活動 ————— 53	
	第5節 災害救助法の適用	第5節 災害救助法の適用	
	第6節 自衛隊の災害派遣 ————— 54	第6節 自衛隊の災害派遣 ————— 54	
	第7節 救急・救助活動	第7節 救急・救助活動	
	第8節 医療救護活動	第8節 医療救護活動	
	第9節 消火活動	第9節 消火活動	
	第10節 交通・輸送活動	第10節 交通・輸送活動	
	第11節 ヘリコプターの活動 ————— 55	第11節 ヘリコプターの活動 ————— 55	
	第12節 避難活動 ————— 56	第12節 避難活動 ————— 56	
	第13節 応急仮設住宅等の確保 ————— 61	第13節 応急仮設住宅等の確保 ————— 61	
	第14節 相談活動	第14節 相談活動	
	第15節 <u>災害時要援護者・外国人対応</u> ————— 62	第15節 <u>要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</u> ————— 62	
	第16節 愛玩動物の収容対策	第16節 愛玩動物の収容対策	
	第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 ————— 64	第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 ————— 64	
	第18節 防疫・保健衛生活動 ————— 65	第18節 防疫・保健衛生活動 ————— 65	
	第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬	第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬	
	第20節 廃棄物処理活動 ————— 66	第20節 廃棄物処理活動 ————— 66	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

	修正前	修正後	
	第21節 社会秩序維持活動 第22節 教育活動 第23節 防災資機材及び労働力の確保 第24節 公共土木施設等の応急対策 ————— 67 第25節 ライフライン施設等の応急復旧 ————— 68 第26節 危険物施設等の安全確保 第27節 農林水産業の応急対策 第28節 二次災害・複合災害防止対策 第29節 応急公用負担等の実施 第30節 ボランティア活動 第31節 海外からの支援の受入れ	第21節 社会秩序維持活動 第22節 教育活動 第23節 防災資機材及び労働力の確保 第24節 公共土木施設等の応急対策 ————— 67 第25節 ライフライン施設等の応急復旧 ————— 68 第26節 危険物施設等の安全確保 第27節 農林水産業の応急対策 第28節 二次災害・複合災害防止対策 第29節 応急公用負担等の実施 第30節 ボランティア活動 第31節 海外からの支援の受入れ	
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
	第1節 災害復旧・復興計画 ————— 70 第2節 生活再建支援 ————— 72 第3節 住宅復旧支援 第4節 産業復興支援 第5節 都市基盤の復興対策 ————— 73 第6節 義援金の受入れ, 配分 第7節 激甚災害の指定 第8節 災害対応の検証	第1節 災害復旧・復興計画 ————— 70 第2節 生活再建支援 ————— 72 第3節 住宅復旧支援 第4節 産業復興支援 第5節 都市基盤の復興対策 ————— 73 第6節 義援金の受入れ, 配分 第7節 激甚災害の指定 第8節 災害対応の検証	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
1	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波(以下、東日本大震災という。)は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者 1 万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合や津波警報等が発表された場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。</p> <p>また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え_____ていく。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波(以下、東日本大震災という。)は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者 1 万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合や津波警報等が発表された場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。</p> <p>また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、<u>災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。</u></p> <p>(略)</p>	<p>改正災対法の 反映</p>
3	<p>第5 基本方針</p> <p>大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。</p> <p>また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を目指す。</p> <p>1 「減災」に向けた対策の推進</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの津波に対しては、<u>被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。</u></p> <p>そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減す</p>	<p>第5 基本方針</p> <p>大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。</p> <p>また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を目指す。</p> <p>1 「減災」に向けた対策の推進</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの津波を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの津波に対しては、<u>被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。</u></p> <p>そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減す</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
4	<p>るとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策により人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、<u>さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。</u></p> <p>2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備</p> <p>津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。</p> <p>そのため、<u>津波警報・注意報</u>等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、<u>避難場所・津波避難ビル等</u>や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>5 自助・共助による取組の強化</p> <p>大規模災害時に県民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、県民一人ひとりが防災に対する意識を高め、県民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。</p> <p>そのため、<u>県、市町村及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 災害時要援護者対応</p> <p>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者においては、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。</p> <p>そのため、平常時から災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、<u>災害時要援護者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。</u></p>	<p>るとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策により<u>生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。</u></p> <p>また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、<u>絶えず災害対策の改善を図る。</u></p> <p>2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備</p> <p>津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となる。海岸保全施設等の施設整備に過度に期待することなく、大きな地震が発生すれば、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上にも努め、確実な避難行動に結び付けていく必要がある。</p> <p>そのため、<u>大津波警報・津波警報・注意報（以下「津波警報等」という。）</u>等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、<u>緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）</u>や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>5 自助・共助による取組の強化</p> <p>大規模災害時に県民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、県民一人ひとりが防災に対する意識を高め、県民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。</p> <p>そのため、<u>国、県、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 要配慮者への対応</p> <p>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、<u>アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）</u>については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。</p> <p>そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、<u>避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。</u></p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>改正気象業務法（特別警報）の反映</p>
5			<p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
6	<p>9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化，補完的機能の充実 大規模地震・津波災害時には，情報伝達を確実に行うことが重要となる。 災害時における情報通信の重要性に鑑み，緊急速報メールが有する一斉通報機能を活用して広く普及している携帯電話で_____津波警報を伝達するなど，携帯電話，インターネット等の情報通信ネットワークを活用し，伝達手段の耐災化，多重化，多様化を図る必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>12 円滑な復旧・復興 被災地の復旧・復興については，被災者の生活再建を支援し，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p>	<p><u>また，被災者の年齢，性別，障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。</u></p> <p>9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化，補完的機能の充実 大規模地震・津波災害時には，情報伝達を確実に行うことが重要となる。 災害時における情報通信の重要性に鑑み，緊急速報メールが有する一斉通報機能を活用して広く普及している携帯電話で<u>大津波警報</u>，津波警報を伝達するなど，携帯電話，インターネット等の情報通信ネットワークを活用し，伝達手段の耐災化，多重化，多様化を図る必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>12 <u>迅速かつ</u>円滑な復旧・復興 被災地の復旧・復興については，被災者の生活再建を支援し，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p>	<p>反映</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 (略)</p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>6 東北農政局 (略)</p> <p>(6) 災害時における<u>主要食料等の需給対策</u> (略)</p> <p>8 東北経済産業局 (1) <u>災害時における応急復旧資機材・生活必需物資等の需給対策</u> (2) 災害時の物価安定対策 (3) <u>被災商工業者に対する支援</u> (略)</p> <p>10 東北運輸局 (1) <u>鉄道・専用鉄道等の安全確保及び道路輸送対策</u> (2) <u>災害時における輸送用車両のあっせん確保及び海上応急輸送</u> (略)</p> <p>13 仙台管区气象台 (略)</p> <p>(3) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報及び<u>警報・注意報</u>, 並びに台風, 竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達 (略)</p> <p>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における<u>技術的な支援・協力</u> (略)</p> <p>20 東日本電信電話株式会社宮城支店 (1) <u>電気通信事業用通信施設の安全確保</u> (2) <u>災害非常通信の調査及び気象警報等の伝達</u> (3) _____通信ふくそうの緩和_及び<u>重要な通信の確保</u> (略)</p> <p>23 日本放送協会仙台放送局</p>	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 (略)</p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>6 東北農政局 (略)</p> <p>(6) 災害時における<u>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</u> (略)</p> <p>8 東北経済産業局 (1) <u>工業用水道の応急・復旧対策</u> (2) 災害時における<u>復旧用資機材, 生活必需品及び燃料等の需給対策</u> (3) <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</u> (略)</p> <p>10 東北運輸局 (1) <u>交通施設等の被害, 公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達</u> (2) <u>緊急輸送, 代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援</u> (略)</p> <p>13 仙台管区气象台 (略)</p> <p>(3) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る), 水象の予報, <u>特別警報・警報・注意報</u>, 並びに台風, <u>大雨</u>, 竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び<u>防災機関や報道機関を通じた住民への周知</u> (略)</p> <p>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に<u>関する技術的な支援・協力</u> (略)</p> <p>20 東日本電信電話株式会社宮城支店 (1) <u>災害に強く信頼性の高い通信設備の構築</u> (2) <u>電気通信システムの信頼性向上</u> (3) <u>災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和_及び_____通信手段の確保</u> (4) <u>災害を受けた通信設備の早期復旧</u> (5) <u>災害復旧及び被災地における情報流通について, 県, 市町村及び防災関係機関との連携</u> (略)</p> <p>23 日本放送協会仙台放送局</p>	<p>農林水産省防災業務計画に基づき記載</p> <p>経済産業省防災業務計画に基づき記載</p> <p>国土交通省防災業務計画に基づき記載</p> <p>気象庁防災業務計画に基づき記載</p> <p>表現適正化</p> <p>内容適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>(1) <u>地震・津波情報等の放送</u> (2) <u>災害情報等の放送</u> (略)</p> <p>31 東北放送株式会社 <u>地震情報、災害情報等の広報</u></p> <p>32 株式会社仙台放送 <u>地震情報、災害情報等の広報</u></p> <p>33 株式会社宮城テレビ放送 <u>地震情報、災害情報等の広報</u></p> <p>34 株式会社東日本放送 <u>地震情報、災害情報等の広報</u></p> <p>35 株式会社エフエム仙台 <u>地震情報、災害情報等の広報</u> (略)</p>	<p><u>災害情報等の放送</u> (略)</p> <p>31 東北放送株式会社 <u>災害情報等の放送</u></p> <p>32 株式会社仙台放送 <u>災害情報等の放送</u></p> <p>33 株式会社宮城テレビ放送 <u>災害情報等の放送</u></p> <p>34 株式会社東日本放送 <u>災害情報等の放送</u></p> <p>35 株式会社エフエム仙台 <u>災害情報等の放送</u> (略)</p>	<p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
19	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制</p> <p>昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。</p> <p>その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(84箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(19基)が設置されている。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制</p> <p>(略)</p> <p>昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。</p> <p>その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(19基)が設置されている。</p> <p>(略)</p>	<p>数値修正</p>

頁	修正前	修正後	備考
29	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 東日本大震災の主な特徴 (略)</p> <p>4 不十分な災害時要援護者対策 県内では、<u>高齢者、障害者等の災害時要援護者</u>について、<u>災害時要援護者支援計画</u>が策定された直後、あるいは未策定という沿岸市町が多く、<u>福祉避難所</u>が被災し利用できなくなるなど、<u>災害時要援護者</u>への対策が十分とは言えなかった。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 東日本大震災の主な特徴 (略)</p> <p>4 不十分な要配慮者対策 県内では、<u>要配慮者</u>について、<u>_____</u>支援計画が策定された直後、あるいは未策定という沿岸市町が多く、<u>福祉避難所</u>が被災し利用できなくなるなど、<u>要配慮者</u>への対策が十分とは言えなかった。 (略)</p>	改正災対法の反映
30	<p>第2 基本的考え方 津波から県民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくり実現のため、県、沿岸市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、<u>被害の最小化を主眼とする「減災」</u>の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。</p> <p>第3 想定される津波の考え方</p> <p>1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震津波） あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、<u>_____</u>避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。 (略)</p>	<p>第2 基本的考え方 津波から県民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくり実現のため、県、沿岸市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、<u>被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」</u>の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。</p> <p>第3 想定される津波の考え方</p> <p>1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東北地方太平洋沖地震津波） あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、<u>緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）</u>や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。 (略)</p>	改正災対法の反映 表現適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																														
32	<p>第2節 津波に強いまちの形成 (略)</p> <p>第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置 沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。 (略)</p> <p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画 知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)を策定している。</p> <p>1 計画期間</p> <p>(1) 第一次五箇年計画ー平成8～12年度 (2) 第二次五箇年計画ー平成13～17年度 (3) 第三次五箇年計画ー平成18～22年度</p>	<p>第2節 津波に強いまちの形成 (略)</p> <p>第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置 沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。 (略)</p> <p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画 知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)を策定している。</p> <p>1 計画期間</p> <p>(1) 第一次五箇年計画ー平成8～12年度 (2) 第二次五箇年計画ー平成13～17年度 (3) 第三次五箇年計画ー平成18～22年度 (4) <u>第四次五箇年計画ー平成23～27年度</u></p>																																															
33	<p>事業主体別事業計画額一覧 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>市町村</th> <th>消防本部等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次計画</td> <td>181,743</td> <td>42,372</td> <td>4,410</td> <td>228,525</td> </tr> <tr> <td>第二次計画</td> <td>69,243</td> <td>37,824</td> <td>6,266</td> <td>113,333</td> </tr> <tr> <td>第三次計画</td> <td>44,833</td> <td>48,893</td> <td>1,574</td> <td>95,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業対象地区 第3次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。</p> <p>3 対象事業の範囲</p> <p>(1) 避難地 (2) 避難路</p>		宮城県	市町村	消防本部等	合計	第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525	第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333	第三次計画	44,833	48,893	1,574	95,300	<p>事業主体別事業計画額一覧 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>市町村</th> <th>消防本部等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次計画</td> <td>181,743</td> <td>42,372</td> <td>4,410</td> <td>228,525</td> </tr> <tr> <td>第二次計画</td> <td>69,243</td> <td>37,824</td> <td>6,266</td> <td>113,333</td> </tr> <tr> <td>第三次計画</td> <td>44,833</td> <td>48,893</td> <td>1,574</td> <td>95,300</td> </tr> <tr> <td><u>第四次計画</u></td> <td><u>931</u></td> <td><u>46,163</u></td> <td><u>3,918</u></td> <td><u>51,012</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業対象地区 第3次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。</p> <p>3 対象事業の範囲</p> <p>(1) 避難地 (2) 避難路</p>		宮城県	市町村	消防本部等	合計	第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525	第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333	第三次計画	44,833	48,893	1,574	95,300	<u>第四次計画</u>	<u>931</u>	<u>46,163</u>	<u>3,918</u>	<u>51,012</u>		時点修正
	宮城県	市町村	消防本部等	合計																																													
第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525																																													
第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333																																													
第三次計画	44,833	48,893	1,574	95,300																																													
	宮城県	市町村	消防本部等	合計																																													
第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525																																													
第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333																																													
第三次計画	44,833	48,893	1,574	95,300																																													
<u>第四次計画</u>	<u>931</u>	<u>46,163</u>	<u>3,918</u>	<u>51,012</u>																																													

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>(3) 消防用施設 (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路 (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設 (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設</p> <p>(7) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(8) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (9) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (10) 7～9までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの (11) 海岸保全施設 (12) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池 (13) 地域防災拠点施設 (14) 防災行政無線設備その他の施設又は設備 (15) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備 (16) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫 (17) 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材 (略)</p>	<p>(3) 消防用施設 (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路 (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設 (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設 (7) <u>公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u> (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (9) <u>公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u> (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (12) (7)～(11)までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの (13) 海岸保全施設又は河川管理施設 (14) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池 (15) 地域防災拠点施設 (16) 防災行政無線設備その他の施設又は設備 (17) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備 (18) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫 (19) 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材 (20) <u>老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</u> (略)</p>	<p>地震防災対策特別措置法の改正の反映</p>
34	<p>第8 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応</p> <p>1 県の対応 県は、最大クラスの津波に対応して、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める沿岸市町の地域防災計画の拡充、津波ハザードマップの作成、指定及び管理協定による避難施設の確保、災害時要援護者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。</p> <p>2 沿岸市町の対応 (1) 津波災害警戒区域に関する対応 (略)</p> <p>ロ 災害時要援護者等が利用する施設での対応強化 沿岸市町は、津波災害警戒区域内において、主として災害時要援護者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。</p>	<p>第8 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応</p> <p>1 県の対応 県は、最大クラスの津波に対応して、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める沿岸市町の地域防災計画の拡充、津波ハザードマップの作成、指定及び管理協定による避難施設の確保、<u>要配慮者</u>等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。</p> <p>2 沿岸市町の対応 (1) 津波災害警戒区域に関する対応 (略)</p> <p>ロ <u>要配慮者</u>等が利用する施設での対応強化 沿岸市町は、津波災害警戒区域内において、主として<u>要配慮者</u>が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
6	<p>第3節 海岸保全施設等の整備 (略)</p>	<p>第3節 海岸保全施設等の整備 (略)</p>	
41	<p>第4節 交通施設の災害対策 (略)</p>	<p>第4節 交通施設の災害対策 (略)</p>	
	<p>第2 道路施設</p>	<p>第2 道路施設</p>	
	<p>1 道路 (略)</p>	<p>1 道路 (略)</p>	
42	<p>(4) 信頼性の高い道路網の形成</p>	<p>(4) 信頼性の高い道路網の形成</p>	
	<p>緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。</p>	<p>緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。</p>	
	<p>(略)</p>	<p>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p>	改正道路法の反映
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
46	<p>第5節 都市の防災対策 (略)</p>	<p>第5節 都市の防災対策 (略)</p>	
	<p>第5 津波避難を考慮した都市施設の整備</p>	<p>第5 津波避難を考慮した都市施設の整備</p>	
47	<p>1 津波避難施設等の整備</p>	<p>1 津波避難施設等の整備</p>	
	<p>沿岸市町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。</p>	<p>沿岸市町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。</p>	
	<p>なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p>	<p>なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p>	
	<p>2 特に配慮を用する施設の立地誘導</p>	<p>2 特に配慮を用する施設の立地誘導</p>	
	<p>沿岸市町は、行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。</p>	<p>沿岸市町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。</p>	
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
48	<p>第6節 建築物等の安全化対策</p> <p>第1 目的</p> <p>1 公共建築物全般の対策</p> <p>(1) 耐震性、不燃性、耐浪性の確保</p> <p>県、沿岸市町及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等災害時要援護者に関わる施設、劇場、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 特に配慮を要する施設の防災拠点化</p> <p>行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るが、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、県、沿岸市町及び施設管理者は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 建築物等の安全化対策</p> <p>第1 目的</p> <p>1 公共建築物全般の対策</p> <p>(1) 耐震性、不燃性、耐浪性の確保</p> <p>県、沿岸市町及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、劇場、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 特に配慮を要する施設の防災拠点化</p> <p>行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るが、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、県、沿岸市町及び施設管理者は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>
51	<p>第9 津波災害特別計画区域の建築物の安全対策</p> <p>県及び沿岸市町は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げるのが困難な災害時要援護者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第9 津波災害特別計画区域の建築物の安全対策</p> <p>県及び沿岸市町は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
54 56 59 60	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策 (略)</p> <p>第5 電力施設 (略)</p> <p>6 通信設備 <u>昭和53年宮城県沖地震後に見直した耐震設計基準値に基づき設計する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7 電信・電話施設 (略)</p> <p>1 設備の災害予防 (1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策 主要な電気通信設備等について、大規模地震・津波に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、<u>地中化等の耐浪性の確保を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策用機器の配置 可搬型無線機、ポータブル衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 電源確保とふくそう対策 <u>通信事業の管理者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保等や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 危険物施設等の予防対策 (略)</p>	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策 (略)</p> <p>第5 電力施設 (略)</p> <p>6 通信設備 <u>通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程（J E A C 6 0 1 1-2013）に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7 電信・電話施設 (略)</p> <p>1 設備の災害予防 (1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策 主要な電気通信設備等について、大規模地震・津波に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、<u>電気通信設備の上階設置等の耐浪性確保を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策用機器の配置 可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>停電</u>とふくそう対策 <u>津波警報等の情報を確実に伝達するため、非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 危険物施設等の予防対策 (略)</p>	<p>内容適正化</p> <p>内容適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
63	<p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、<u>近隣の負傷者</u>、<u>災害時要援護者</u>を助ける、<u>避難場所</u>で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底 (略)</p> <p>2 住民への防災知識の普及 (3) 普及・啓発の実施 【住民等への普及・啓発を図る事項】</p>	<p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、<u>近隣の負傷者</u>、<u>要配慮者</u>を助ける、<u>避難場所や避難所</u>で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底 (略)</p> <p>2 住民への防災知識の普及 (3) 普及・啓発の実施 【住民等への普及・啓発を図る事項】</p>	<p>改正災対法の反映</p>
66	<p>(略)</p> <p>⑤避難行動に関する知識 (略)</p> <p>・ <u>大津波警報</u>を見聞きしたら速やかに避難すること</p> <p>・ <u>標高が低い場所や沿岸部では津波警報でも避難すること</u></p> <p>(略)</p> <p>⑧家庭内での予防・安全対策</p> <p>・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄</p> <p>・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p> <p>・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</p> <p>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など</p> <p>⑨災害時にとるべき行動</p> <p>・ 近隣の人々と協力して行う救助活動</p> <p>・ 自動車運行の自粛</p> <p>・ その他 <u>警報・注意報発表時や避難指示、避難勧告等の発令時</u>にとるべき行動</p> <p>・ <u>避難場所での行動</u> など</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>災害時要援護者</u>及び<u>観光客等</u>への配慮 イ <u>災害時要援護者</u>への配慮</p>	<p>(略)</p> <p>⑤避難行動に関する知識 (略)</p> <p>・ <u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>を見聞きしたら速やかに避難すること</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>⑧家庭内での予防・安全対策</p> <p>・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄</p> <p>・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p> <p>・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</p> <p>・ <u>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</u></p> <p>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など</p> <p>⑨災害時にとるべき行動</p> <p>・ 近隣の人々と協力して行う救助活動</p> <p>・ 自動車運行の自粛</p> <p>・ その他 <u>津波警報等の発表時や避難指示、避難勧告等の発令時</u>にとるべき行動</p> <p>・ <u>避難場所での行動</u> など</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>要配慮者</u>及び<u>観光客等</u>への配慮 イ <u>要配慮者</u>への配慮</p>	<p>「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」反映</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
67	<p>県及び沿岸市町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、<u>高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。</u></p> <p>ロ 観光客等への対応 沿岸市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、沿岸市町及び施設管理者は、津波注意、<u>津波避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等、広報に努める。</u> (略)</p> <p>3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及 (略)</p> <p>(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。 (略)</p> <p>ハ 特に第二管区海上保安本部は、<u>船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配付等を行う。</u></p> <p>(3) 船舶への防災知識の普及 沿岸市町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。</p> <p>イ 沖合で航行・操作中に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。</p> <p>ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。</p> <p>ハ 港内で作業中(係留中)に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸上の避難場所へ避難すること。</p>	<p>県及び沿岸市町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、<u>要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。</u></p> <p>ロ 観光客等への対応 沿岸市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、沿岸市町及び施設管理者は、津波注意、<u>緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)を示す標識を設置する等、広報に努める。</u> (略)</p> <p>3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及 (略)</p> <p>(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。 (略)</p> <p>ハ <u>第二管区海上保安本部は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。</u></p> <p>(3) 船舶への防災知識の普及 沿岸市町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。</p> <p>イ 沖合で航行・操作中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下、「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。</p> <p>ロ 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。</p> <p>ハ 港内で作業中(係留中)に津波警報等が発表されたら、直ちに陸上の避難場所へ避難すること。</p>	<p>海上保安庁防災業務計画に基づき修正</p>
68	<p>4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及 (略)</p> <p>(2) 日常生活の中での情報揭示 イ 円滑な避難を支援するための情報揭示 県及び沿岸市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができ</p>	<p>4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及 (略)</p> <p>(2) 日常生活の中での情報揭示 イ 円滑な避難を支援するための情報揭示 県及び沿岸市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、<u>緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な</u></p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
71	<p>るような取組を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知</p> <p>県及び沿岸市町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び沿岸市町は、国と連携し、過去に起こった大___災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大___災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、県は、沿岸市町からの資料の収集体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>避難ができるような取組を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知</p> <p>県及び沿岸市町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅及び乗船場といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、<u>緊急避難場所</u>（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び沿岸市町は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、県は、沿岸市町からの資料の収集体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
73	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施 (略)</p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック (略)</p> <p>4 目的及び内容の明確な設定 県及び沿岸市町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。_____</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施 (略)</p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック (略)</p> <p>4 目的及び内容の明確な設定 県及び沿岸市町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。<u>この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</u></p> <p>(略)</p>	連携の必要性を明記
75	<p>第4 沿岸市町の防災訓練 沿岸市町は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。 この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。 また、沿岸市町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。</p>	<p>第4 沿岸市町の防災訓練 沿岸市町は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。 この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、<u>要配慮者に配慮し</u>、地域において<u>要配慮者を支援する</u>体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。 また、沿岸市町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。</p>	
76	<p>第5 防災関係機関の防災訓練 (略)</p> <p>4 男女共同参画及び災害時要援護者の視点に立った訓練の実施 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の視点に立ち、災害時要援護者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5 防災関係機関の防災訓練 (略)</p> <p>4 男女共同参画及び<u>要配慮者の視点に立った訓練の実施</u> 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、<u>要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。</u></p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考												
76	<p>第7 学校等の防災訓練</p> <p>1 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、_____津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。 (略)</p>	<p>第7 学校等の防災訓練</p> <p>1 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、<u>大津波警報</u>、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。 (略)</p>													
77	<p>5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、_____津波警報発表の際、学校等が避難場所や避難所となることを想定し、沿岸市町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。 (略)</p>	<p>5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、<u>大津波警報</u>、津波警報発表の際、学校等が避難場所や避難所となることを想定し、沿岸市町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。 (略)</p>													
	<p>第8 企業の防災訓練</p> <p>1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、_____津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。</p> <p>2 津波避難ビル等として指定されている場合は、_____津波警報発表の際、企業が一時的な避難場所となることを想定し、避難場所の運営訓練を実施する。 (略)</p>	<p>第8 企業の防災訓練</p> <p>1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、<u>大津波警報</u>、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。</p> <p>2 津波避難ビル等として指定されている場合は、<u>大津波警報</u>、津波警報発表の際、企業が一時的な避難場所となることを想定し、避難場所の運営訓練を実施する。 (略)</p>													
78	<p>第9 訓練及び普及内容 ＜考えられる訓練内容＞</p> <table border="1" data-bbox="210 890 1070 1002"> <tr> <td data-bbox="210 890 255 927">1</td> <td data-bbox="255 890 1070 927">津波警報・注意報、津波情報等の収集、伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="255 927 1070 963">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="255 963 1070 1002">(略)</td> </tr> </table> <p>1 一般住民に対する内容 (略)</p> <p>(3) 地震を感じなくても、_____津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、直ちに海からあがって海岸に近づかない。</p> <p>2 船舶に対する内容 (2) 津波警報・注意報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとること。 イ～ニ 津波警報、津波注意報</p>	1	津波警報・注意報、津波情報等の収集、伝達		(略)		(略)	<p>第9 訓練及び普及内容 ＜考えられる訓練内容＞</p> <table border="1" data-bbox="1113 890 1973 1002"> <tr> <td data-bbox="1113 890 1158 927">1</td> <td data-bbox="1158 890 1973 927">津波警報等、津波情報等の収集、伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1158 927 1973 963">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1158 963 1973 1002">(略)</td> </tr> </table> <p>1 一般住民に対する内容 (略)</p> <p>(3) 地震を感じなくても、<u>大津波警報</u>、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。津波注意報が発表されたときは、直ちに海からあがって海岸に近づかない。</p> <p>2 船舶に対する内容 (2) 津波警報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとること。 イ～ニ 津波警報等</p>	1	津波警報等、津波情報等の収集、伝達		(略)		(略)	
1	津波警報・注意報、津波情報等の収集、伝達														
	(略)														
	(略)														
1	津波警報等、津波情報等の収集、伝達														
	(略)														
	(略)														

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
80	<p>第11節 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>1 自主防災組織の必要性 大規模地震・津波発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。 地震・津波による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に<u>高齢者、障害者等災害時要援護者</u>の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 地域における防災体制 (略)</p> <p>第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>1 自主防災組織の必要性 大規模地震・津波発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。 地震・津波による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に<u>要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。</u></p> <p>(略)</p>	<p>自主防災組織及び地区防災計画を包括する節名に修正</p> <p>改正災対法の反映</p>
81	<p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(1) 訓練の実施等 イ～ホ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(1) 訓練の実施等 イ～ホ (略)</p> <p><u>へ 避難所開設・運営訓練の実施</u> 災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、沿岸市町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>自助・共助の視点を反映</p>
82	<p>(4) <u>災害時要援護者の情報把握・共有</u> 高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、<u>災害時要援護者の理解を得た上で、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</u></p>	<p>(4) <u>避難行動要支援者の情報把握・共有</u> <u>要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、<u>避難行動要支援者の理解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</u></p>	<p>改正災対法の反映</p>
83	<p>2 地震・津波発生時の活動 (略)</p> <p>(4) 避難の実施 沿岸市町長の避難勧告又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に当たって、次の点に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>ハ <u>高齢者、障害者、その他自力で避難することが困難な災害時要援護者</u>に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。</p>	<p>2 地震・津波発生時の活動 (略)</p> <p>(4) 避難の実施 沿岸市町長の避難勧告又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に当たって、次の点に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>ハ <u>避難行動要支援者</u>に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(5) <u>避難所開設・運営への参画</u> <u>災害発生時には、沿岸市町の担当職員が被災し避難所への参集が遅れることなど</u> <u>も想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住</u> <u>民が主体的に参画するよう努める。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 <u>沿岸市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区</u> <u>における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者</u> <u>等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、</u> <u>当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案</u> <u>として沿岸市町防災会議に提案するなど、当該地区の沿岸市町と連携して防災活動を行</u> <u>う。</u> <u>沿岸市町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう沿岸市町内の一定の地区</u> <u>内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めると</u> <u>きは、沿岸市町地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p>	<p>自助・共助の 視点を反映</p> <p>改正災対法の 反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
84	<p>第12節 ボランティアの受入れ</p> <p>第1 目的 東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。 一方、行政機関等防災関係機関は、_____そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。 (略)</p> <p>第2 ボランティアの役割 ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。</p> <p>1 生活支援に関する業務 (1) 避難所_____の運営補助 (2)～(5) (略)</p> <p>2 専門的な知識を要する業務 (1)～(8) (略) (新設) (9) その他専門的な技術・知識が必要な業務 (略)</p>	<p>第12節 ボランティアの受入れ</p> <p>第1 目的 東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。 一方、行政機関等防災関係機関は、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ</u>、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。 (略)</p> <p>第2 ボランティアの役割 ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。</p> <p>1 生活支援に関する業務 (1) <u>避難所及び災害ボランティアセンター</u>の運営補助 (略)</p> <p>2 専門的な知識を要する業務 (1)～(8) (略) (9) <u>IT機器を利用した情報の受発信</u> (10) その他専門的な技術・知識が必要な業務 (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>東日本大震災における活動内容を反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
89	<p>第13節 企業等の防災対策の推進 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動 (略)</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施 企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、<u>事業継続上の取組の継続的な実施力の向上に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 県、沿岸市町及び防災関係機関の役割 (略)</p> <p>(2) 企業防災の取組支援 県及び沿岸市町は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 津波調査研究等の推進 (略)</p>	<p>第13節 企業等の防災対策の推進 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動 (略)</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施 企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、<u>事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。</u> 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 県、沿岸市町及び防災関係機関の役割 (略)</p> <p>(2) 企業防災の取組支援 県及び沿岸市町は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定及び<u>事業継続マネジメント(BCM)構築等</u>に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 津波調査研究等の推進 (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
93	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 (略)</p> <p>第2 津波の観測体制の整備 仙台湾気象台では、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報・注意報、津波情報等の発表及び伝達に努める。</p> <p>(1) 津波警報等の種類 イ <u>大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</u> 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。_____</p>	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 (略)</p> <p>第2 津波の観測体制の整備 仙台湾気象台では、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。</p> <p>(1) 津波警報等の種類 イ 津波警報等の発表等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。<u>なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。</u></p>	表現適正化
95	<p>第4 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備 1 県の対応 県は、総合防災情報システム「MIDORI」を活用し、仙台湾気象台からの津波警報・注意報等を迅速に沿岸市町に伝達するとともに、職員が所持する携帯電話等へ自動的に転送し、初動体制の確立を図る。</p>	<p>第4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備 1 県の対応 県は、総合防災情報システム「MIDORI」を活用し、仙台湾気象台からの津波警報等を迅速に沿岸市町に伝達するとともに、職員が所持する携帯電話等へ自動的に転送し、初動体制の確立を図る。</p>	表現適正化
96	<p>2 沿岸市町の対応 (1) 避難指示等の発令基準の設定 イ 発令基準の策定・見直し 沿岸市町は、津波警報・注意報等の内容に応じた避難勧告、避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。 (略) ハ 伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、津波警報・注意報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。 (新設) (略) (2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p>	<p>2 沿岸市町の対応 (1) 避難指示等の発令基準の設定 イ 発令基準の策定・見直し 沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた避難勧告、避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。 (略) ハ 伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。 ニ <u>国又は県に対する助言の要請</u> <u>沿岸市町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</u> (略) (2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化</p>	改正災対法の反映

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
97	<p>(略)</p> <p>ホ <u>災害時要援護者対策</u> 県及び沿岸市町は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、<u>高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める。</u></p> <p>(3) 伝達内容の検討 沿岸市町は、<u>津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、<u>高齢者や障害者等の災害時要援護者</u>や一時滞在者等に十分配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 津波地震や遠地地震の考慮 沿岸市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報・<u>注意報等</u>や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>3 警察の対応 警察は、津波警報・<u>注意報等</u>が発表された場合の各警察署、関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。</p> <p>4 第二管区海上保安本部の対応 (1) 迅速・的確な伝達体制の確立 イ 関係機関等に対する伝達 あらかじめ定めた津波警報・<u>注意報</u>発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>ホ <u>要配慮者対策</u> 県及び沿岸市町は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、<u>要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める。</u></p> <p>(3) 伝達内容の検討 沿岸市町は、<u>大津波警報、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、<u>要配慮者</u>や一時滞在者等に十分配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 津波地震や遠地地震の考慮 沿岸市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報____等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>3 警察の対応 警察は、津波警報____等が発表された場合の各警察署、関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。</p> <p>4 第二管区海上保安本部の対応 (1) 迅速・的確な伝達体制の確立 イ 関係機関等に対する伝達 あらかじめ定めた津波警報等発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>表現適正化</p>
98	<p>5 東日本電信電話株式会社の対応 (1) 津波警報伝達体制の迅速化、確実化 気象業務法に基づき、気象庁から____津波警報の通知を受けたときは、直ちにその津波警報を関係市町村に対し迅速、確実な警報伝達に努める。</p> <p>(2) 津波警報伝達等点検の実施 津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、<u>関係機関との津波警報伝達点検を実施し、伝達漏れ_の防止等</u>を図る。</p>	<p>5 東日本電信電話株式会社の対応 (1) 津波情報伝達の迅速化、確実化 気象業務法に基づき、気象庁から<u>大津波警報、津波警報</u>の通知を受けたときは、直ちにその津波警報を関係市町村に対し迅速、確実な警報伝達に努める。</p> <p>(2) 津波警報等伝達試験の実施 津波警報等伝達の迅速かつ確実な遂行を図るため、<u>定期的にデータの送受信試験を実施し、伝達漏れ等の防止_</u>を図る。</p>	<p>内容適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
100 106	<p>第16節 情報通信網の整備 (略)</p> <p>第3 沿岸市町における災害通信網の整備 (略)</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備 (略)</p> <p>(3) <u>災害時要援護者</u>への配慮 沿岸市町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、<u>災害時要援護者</u>個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。 (略)</p>	<p>第16節 情報通信網の整備 (略)</p> <p>第3 沿岸市町における災害通信網の整備 (略)</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備 (略)</p> <p>(3) <u>要配慮者</u>への配慮 沿岸市町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、<u>要配慮者</u>個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。 (略)</p>	改正災対法の反映
112 117	<p>第17節 職員の配備体制 (略)</p> <p>第4 防災関係機関等の配備体制 (略)</p> <p>3 <u>災害時要援護者</u>関連施設の体制整備 病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等<u>災害時要援護者</u>収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模地震・津波災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。 (略)</p>	<p>第17節 職員の配備体制 (略)</p> <p>第4 防災関係機関等の配備体制 (略)</p> <p>3 <u>要配慮者</u>関連施設の体制整備 病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等<u>要配慮者</u>収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模地震・津波災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。 (略)</p>	改正災対法の反映

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
120	<p>第18節 防災拠点等の整備</p> <p>第1 目的 津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。 また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。 なお、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。</p> <p>第2 防災拠点の整備</p> <p>1 県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を沿岸市町と連携し検討する。</p> <p>2 県は、防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。</p> <p>3 県は、地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について、老朽化が進んでいるものについて改築及び耐震化・耐浪化を進める。 (略)</p>	<p>第18節 防災拠点等の整備</p> <p>第1 目的 津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。 また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。 なお、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。</p> <p>第2 防災拠点の整備</p> <p>1 県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を沿岸市町と連携し検討する。 <u>また、交通輸送上の利便性、中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮した上で、県域をカバーする広域防災拠点の整備を図る。</u></p> <p>2 県は、防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。</p> <p>3 県は、地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について、老朽化が進んでいるものについて改築及び耐震化・耐浪化を進める。 (略)</p>	<p>現在の施策を踏まえて追加</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
124	第19節 相互応援体制の整備	第19節 相互応援体制の整備	
	(略)	(略)	
126	第7 他都道府県との応援体制の整備	第7 他都道府県との応援体制の整備	
	1 北海道・東北8道県における相互応援	1 北海道・東北8道県における相互応援	
	(略)	(略)	
	(1) 自主的な相互応援	(1) 自主的な相互応援	
	(略)	(略)	
	※ 宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…(正) <u>山形県</u> , (副) <u>福島県</u>	※ 宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…(正) <u>福島県</u> , (副) <u>山形県</u>	内容適正化
	(略)	(略)	
128	第9 警察災害派遣隊の編成	第9 警察災害派遣隊の編成	
	警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で編成されている。	警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で編成されている。	
	警察災害派遣隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。	警察災害派遣隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。	
	なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実を図る。	なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実を図る。	
	1 警察は、警察災害派遣隊の編成と同部隊の整備、充実を図る。	1 警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、 <u>広域的な派遣態勢の整備</u> を図る。	内容適正化
	(略)	(略)	
130	第15 関係団体との連携強化	第15 関係団体との連携強化	
	県及び沿岸市町は、他市町村等関係機関や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施する_____など、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。	県及び沿岸市町は、他市町村等関係機関や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施する <u>ほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図る</u> など、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。	内容適正化
	また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。	また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。	

頁	修正前	修正後	備考																																										
131	<p>第20節 医療救護体制の整備 (略)</p>	<p>第20節 医療救護体制の整備 (略)</p>																																											
134	<p>第2 医療救護体制の整備</p>	<p>第2 医療救護体制の整備</p>																																											
	<p>1 県の役割</p>	<p>1 県の役割</p>																																											
	<p>(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)</p>	<p>(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)</p>																																											
	<p>イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。</p>	<p>イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。</p>																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院*</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院*, 東北厚生年金病院, 坂総合病院</td> </tr> <tr> <td>大崎</td> <td>大崎市民病院</td> </tr> <tr> <td>栗原</td> <td>栗原中央病院*</td> </tr> <tr> <td>登米</td> <td>登米市立登米市民病院*</td> </tr> <tr> <td>石巻</td> <td>石巻赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>気仙沼</td> <td>気仙沼市立病院*</td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院*	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院*, 東北厚生年金病院, 坂総合病院	大崎	大崎市民病院	栗原	栗原中央病院*	登米	登米市立登米市民病院*	石巻	石巻赤十字病院	気仙沼	気仙沼市立病院*	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院*</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院*, <u>東北薬科大学病院</u>, 坂総合病院</td> </tr> <tr> <td>大崎</td> <td>大崎市民病院</td> </tr> <tr> <td>栗原</td> <td>栗原中央病院*</td> </tr> <tr> <td>登米</td> <td>登米市立登米市民病院*</td> </tr> <tr> <td>石巻</td> <td>石巻赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>気仙沼</td> <td>気仙沼市立病院*</td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院*	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院*, <u>東北薬科大学病院</u> , 坂総合病院	大崎	大崎市民病院	栗原	栗原中央病院*	登米	登米市立登米市民病院*	石巻	石巻赤十字病院	気仙沼	気仙沼市立病院*	<p>名称変更</p>
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																																											
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																																											
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院*																																											
	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院*, 東北厚生年金病院, 坂総合病院																																											
	大崎	大崎市民病院																																											
	栗原	栗原中央病院*																																											
	登米	登米市立登米市民病院*																																											
	石巻	石巻赤十字病院																																											
	気仙沼	気仙沼市立病院*																																											
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																																											
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																																											
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院, 公立刈田総合病院*																																											
	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院*, <u>東北薬科大学病院</u> , 坂総合病院																																											
	大崎	大崎市民病院																																											
	栗原	栗原中央病院*																																											
	登米	登米市立登米市民病院*																																											
	石巻	石巻赤十字病院																																											
	気仙沼	気仙沼市立病院*																																											
	<p>(注)*は平成25年までにDMATを整備し、宮城DMAT指定病院となるものとする。</p>	<p>(注)*は平成25年度中にDMATを整備し、宮城DMAT指定病院となるものとする。</p>																																											

頁	修正前	修正後	備考
135	<p style="text-align: center;">宮城県災害拠点病院位置図</p>	<p style="text-align: center;">宮県災害拠点病院位置図</p>	
137	<p>(略)</p> <p>2 沿岸市町の役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ロ 沿岸市町は、<u>障害者などの要援護者が避難する福祉避難所</u>，あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 沿岸市町の役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ロ 沿岸市町は、<u>要配慮者が避難する福祉避難所</u>，あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
143	第21節 火災予防対策 (略)	第21節 火災予防対策 (略)	
147	第22節 緊急輸送体制の整備 (略)	第22節 緊急輸送体制の整備 (略)	
148	第3 緊急輸送道路の確保 (略)	第3 緊急輸送道路の確保 (略)	
	3 交通規制等交通管理体制の整備 県警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。 (2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備 (略) (新設)	3 交通規制等交通管理体制の整備 警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。 (2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備 (略) △ 信号機滅灯対策の推進 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。 (略)	項目見出しの統一
	4 道路啓開体制の整備 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定等の締結に努める。 また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、____道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。 (略)	4 道路啓開体制の整備 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。 また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。 (略)	改正道路法の反映
150	第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、____発災時における港湾____機能の維持・継続のための対策を検討する。	第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、 <u>港湾広域防災協議会等</u> を通じて発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。	改正港湾法の反映

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
151	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的 大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、沿岸市町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に県民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。 (略)</p> <p>第2 徒歩避難の原則の周知 (略) 2 自動車での避難方策の検討 自市町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、沿岸市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。 (略)</p> <p>第3 避難場所の確保 1 沿岸市町の対応 (1) _____避難場所の指定及び周知徹底 沿岸市町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、_____必要な数、規模の避難場所をあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底に努める。また、万一指定_____避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な緊急避難場所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的 大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、沿岸市町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。 (略)</p> <p>第2 徒歩避難の原則の周知 (略) 2 自動車での避難方策の検討 自市町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、沿岸市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。 (略)</p> <p>第3 避難場所の確保 1 沿岸市町の対応 (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 沿岸市町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。</p>	<p>改正災対法の反映 表現適正化</p>
152	<p>(2) 公共用地等の有効活用 沿岸市町は、_____避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p> <p>(3) 教育施設等を指定する場合の対応 沿岸市町は、学校等教育施設(私立学校を含む)を_____避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時</p>	<p>(2) 公共用地等の有効活用 沿岸市町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p> <p>(3) 教育施設等を指定する場合の対応 沿岸市町は、学校等教育施設(私立学校を含む)を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
153	<p>的確な対応がとれるよう十分に協議する。</p> <p>(4) 交流拠点の避難場所への活用 沿岸市町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。</p> <p>(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保 沿岸市町は、<u> </u>避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。</p> <p>(6) <u>避難場所の条件</u></p> <p><u>避難場所として指定する場合、高齢者、障害者、幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定し、<u> </u>次の条件に留意する。</u></p> <p>イ <u>建物は十分な耐震性を有すること。</u></p> <p>ロ <u>火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。</u></p> <p>ハ <u>津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。</u></p> <p>ニ <u>地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。</u></p> <p>ホ <u>臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。</u></p> <p>ヘ <u>対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。</u></p> <p>ト <u>危険物施設等が近くにないこと。</u></p> <p>チ <u>夜間照明及び情報機器等を備えていること。</u></p> <p>リ <u>建物の場合は、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。</u></p> <p>ヌ <u>指定避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</u></p> <p>ル <u>被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。</u></p> <p>2 県の対応 県は、沿岸市町で指定する避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。</p>	<p>的確な対応がとれるよう十分に協議する。</p> <p>(4) 交流拠点の避難場所への活用 沿岸市町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを<u>指定緊急避難場所</u>として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。</p> <p>(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保 沿岸市町は、<u>指定緊急避難場所</u>と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。</p> <p>(6) <u>指定緊急避難場所の指定基準等</u> <u>津波を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。</u></p> <p>イ <u>管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。</u></p> <p>ロ <u>当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物が<u>ない</u>こと。</u></p> <p>また、上記基準のほか、次の条件に留意する。</p> <p>ハ <u>避難行動要支援者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。</u></p> <p>ニ <u>火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。</u></p> <p>ホ <u>津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。</u></p> <p>ヘ <u>地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。</u></p> <p>ト <u>臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。</u></p> <p>チ <u>対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。</u></p> <p>リ <u>夜間照明及び情報機器等を備えていること。</u></p> <p>ヌ <u>建物の場合は、<u> </u>換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。</u></p> <p>ル <u>指定避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</u></p> <p>ヲ <u>被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。</u></p> <p>2 県の対応 県は、沿岸市町で指定する避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
154	<p>この場合、上記1のイ〜ルの条件のほか、道路交通の利便性にも留意する。 (略)</p> <p>第5 避難路の確保 沿岸市町は、_____避難場所、____避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。 (略)</p> <p>第6 避難路等の整備 1 避難路・避難階段の整備・改善 県及び沿岸市町は、住民_が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。 (略)</p>	<p>この場合、上記1(6)の指定基準等のほか、道路交通の利便性にも留意する。 (略)</p> <p>第5 避難路の確保 沿岸市町は、<u>指定緊急避難場所</u>、<u>指定避難所</u>への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。 (略)</p> <p>第6 避難路等の整備 1 避難路・避難階段の整備・改善 県及び沿岸市町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。 (略)</p>	
155	<p>4 避難誘導標識等の設置 (1) 避難誘導標識等の整備沿岸市町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民_が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。 (略)</p>	<p>4 避難誘導標識等の設置 (1) 避難誘導標識等の整備沿岸市町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。 (略)</p>	<p>外来者を含む標記に修正</p>
156	<p>第7 避難誘導体制の整備 (略)</p> <p>3 <u>災害時要援護者の避難誘導体制の整備</u> 県及び沿岸市町は、<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。</p> <p>第8 災害時要援護者の支援方策 1 <u>災害時要援護者の支援方策の検討</u> 県及び沿岸市町は、地震・津波等災害発生時に<u>災害時要援護者</u>の避難誘導、救助を優先して行うとともに、<u>災害時要援護者</u>等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p>	<p>第7 避難誘導体制の整備 (略)</p> <p>3 <u>避難行動要支援者の避難誘導体制の整備</u> 県及び沿岸市町は、<u>避難行動要支援者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。</p> <p>第8 避難行動要支援者の支援方策 1 <u>避難行動要支援者の支援方策の検討</u> 県及び沿岸市町は、地震・津波等災害発生時に<u>避難行動要支援者</u>の避難誘導、救助を優先して行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p>	<p>就業者等を含む標記に修正</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
157	<p>2 災害時要援護者の支援体制の整備 県及び沿岸市町は、<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、<u>災害時要援護者</u>の了解を得た上で、平常時より<u>災害時要援護者</u>に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。 (略)</p> <p>4 在宅者対応 (1) 情報共有及び避難支援計画の策定 沿岸市町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、<u>災害時要援護者</u>の了解を得た上で、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。 (2) 避難支援に配慮した方策の検討 沿岸市町は、避難支援計画を検討する中で、<u>災害時要援護者</u>を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。 (略)</p> <p>5 外国人等への対応 県、沿岸市町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。 (1) 地域全体での<u>災害時要援護者</u>の支援体制の整備に努める。 (略)</p>	<p>2 避難行動要支援者の支援体制の整備 県及び沿岸市町は、<u>避難行動要支援者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、<u>避難行動要支援者</u>の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、<u>避難行動要支援者</u>への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。 (略)</p> <p>4 在宅者対応 (1) 情報共有及び避難支援計画の策定 沿岸市町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、<u>避難行動要支援者</u>の了解を得た上で、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。 (2) 避難支援に配慮した方策の検討 沿岸市町は、避難支援計画を検討する中で、<u>避難行動要支援者</u>を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。 (略)</p> <p>5 外国人等への対応 県、沿岸市町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。 (1) 地域全体での<u>外国人や旅行者等</u>の支援体制の整備に努める。 (略)</p>	
159	<p>第11 津波避難計画の策定 1 沿岸市町の対応 (略) (4) <u>災害時要援護者</u>への配慮 沿岸市町は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、<u>災害時要援護者</u>情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、<u>災害時要援護者</u>の避難支援の体制構築に配慮する。 (略)</p>	<p>第11 津波避難計画の策定 1 沿岸市町の対応 (略) (4) <u>避難行動要支援者</u>への配慮 沿岸市町は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、<u>避難行動要支援者</u>情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、<u>避難行動要支援者</u>の避難支援の体制構築に配慮する。 (略)</p>	表現適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
164	<p>第24節 避難収容対策 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 避難所の選定と周知 沿岸市町は、県と連携し、地震・津波による家屋の倒壊、焼失、流失等により住居を喪失した住民等を収容するための<u>避難所</u>として、<u>避難収容施設をあらかじめ選定</u>、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 この場合、<u>避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。</u></p> <p>2 <u>避難場所と避難所の違いの周知徹底</u> 沿岸市町は、<u>避難所の整備に当たり、これらを津波から緊急に避難する避難場所としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める一方で、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波から緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</u></p> <p>3 <u>避難所の代替施設の指定</u> 沿岸市町は、<u>避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。</u> また、県は、<u>宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。</u></p> <p>4 <u>避難所の選定要件</u> (1) <u>「第23節 避難対策 第3 避難場所の確保」で示した条件を満たす場所に立地する施設であること。</u> (2) <u>救援、救護活動を実施することが可能であること。</u> (3) <u>給水、給食等の救助活動が可能であること。</u> (4) <u>その他被災者が生活する上で当該市町が適当と認める場所であること。</u></p>	<p>第24節 避難収容対策 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 避難所の指定と周知 沿岸市町は、県と連携し、地震・津波による家屋の倒壊、焼失、流出等により住居を喪失した住民等を収容するための<u>指定避難所</u>として、<u>避難収容施設をあらかじめ指定</u>、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 この場合、<u>避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。</u></p> <p>2 <u>指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底</u> 沿岸市町は、<u>避難所の整備に当たり、これらを津波から緊急に避難する避難場所としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める一方で、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波から緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</u></p> <p>3 <u>避難所の代替施設の指定</u> 沿岸市町は、<u>指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。</u> また、県は、<u>宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。</u></p> <p>4 <u>指定避難所の指定基準</u> (1) <u>規模条件:被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。</u> (2) <u>構造条件:速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u> (3) <u>立地条件:想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</u> (4) <u>交通条件:車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p>	<p>改正災対法の反映</p>
165	<p>5 避難所の施設・設備の整備 (1) <u>避難所の施設の整備</u> 沿岸市町は、<u>避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、<u>マット</u>、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊産婦</u>等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</u></p>	<p>5 避難所の施設・設備の整備 (1) <u>指定避難所の施設の整備</u> 沿岸市町は、<u>指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、<u>マット</u>、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</u></p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
166	<p>(2) 物資等の備蓄 沿岸市町は、<u>指定された避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備菓、炊きだし用具、毛布のほか、災害時要援護者</u>に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 沿岸市町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設____訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めること。</p> <p>(2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく____こと。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。</p> <p>7 県有施設を避難所とする場合の対応 沿岸市町は、県有施設を__避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。</p> <p>8 学校等教育施設を避難所とする場合の対応</p> <p>(1) 運営体制等についての協議 沿岸市町は、学校等教育施設(私立学校を含む)を__避難所として指定する場合、____あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。</p> <p>(略)</p> <p>9 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備及び指定 沿岸市町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>災害時要援護者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備</u>や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 物資等の備蓄 沿岸市町は、<u>指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備菓、炊きだし用具、毛布のほか、要配慮者</u>に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 沿岸市町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・<u>運営訓練等</u>を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めること。</p> <p>(2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく<u>とともに、男女両方を配置するよう努めること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。</p> <p>7 県有施設を避難所とする場合の対応 沿岸市町は、県有施設を<u>指定避難所</u>として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。</p> <p>8 学校等教育施設を避難所とする場合の対応</p> <p>(1) 運営体制等についての協議 沿岸市町は、学校等教育施設(私立学校を含む)を<u>指定避難所</u>として指定する場合、<u>学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、</u>あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。</p> <p>(略)</p> <p>9 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備及び指定 沿岸市町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備</u>や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。</p> <p>(2) <u>福祉避難所の指定基準</u> <u>イ バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u></p>	<p>表現適正化</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p> <p>内容適正化</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
167	<p>(2) 他市町村での受入れ拠点の確保 沿岸市町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p> <p>10 広域避難の対策 沿岸市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>第3 避難の長期化対策 (略)</p> <p>2 生活環境の確保 県及び沿岸市町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</p>	<p>ロ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</p> <p>ハ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</p> <p>(3) 他市町村での受入れ拠点の確保 沿岸市町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p> <p>10 広域避難の対策 沿岸市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <u>県は、広域避難その他被災者保護のために必要がある場合に、被災者の運送を円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定の締結に努める。</u></p> <p>第3 避難の長期化対策 (略)</p> <p>2 生活環境の確保 県及び沿岸市町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</p>	改正災対法の反映
168	<p>第6 帰宅困難者対策 (略)</p>	<p>第6 帰宅困難者対策 (略)</p>	
169	<p>9 帰宅支援対策 県及び沿岸市町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。 また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、災害時要援護者の交通手段の確保にも努める。</p>	<p>9 帰宅支援対策 県及び沿岸市町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。 また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、<u>要配慮者</u>の交通手段の確保にも努める。</p>	
170	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 (略)</p>	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、<u>要配慮者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
		<p>できる広域避難者, 都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても, 確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
172	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保 (略)</p> <p>第4 食料及び生活物資等の備蓄 (略)</p>	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保 (略)</p> <p>第4 食料及び生活物資等の備蓄 (略)</p>	
173	<p>5 備蓄物資の選定時の配慮 県及び沿岸市町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</u></p>	<p>5 備蓄物資の選定時の配慮 県及び沿岸市町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、<u>要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</u></p>	改正災対法の反映
	<p>第5 食料及び生活物資等の調達体制 1 食料の調達 (1) (略) イ 米穀については、「<u>緊急食料調達・供給体制整備要綱</u>」(平成8年1月17日付け7総第891号農林水産事務次官依命通知)等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。 (略) ホ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結などを行う一方、宮城県食品工業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。 (略)</p> <p>2 生活物資の調達 (略) なお、供給する物資の選定に当たっては、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</u> (略) (略)</p>	<p>第5 食料及び生活物資等の調達体制 1 食料の調達 (1) (略) イ 米穀については、「<u>農林水産省防災業務計画</u>」(昭和38年9月6日付け38総第915号農林水産事務次官依命通知)等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。 (略) ホ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結などを行う一方、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。 (略)</p> <p>2 生活物資の調達 (略) なお、供給する物資の選定に当たっては、<u>要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</u> (略)</p>	農林水産省防災業務計画修正及び要綱廃止の反映
176	<p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備 1 段階的な輸送体制の構築 (1) 輸送体制構築の計画策定 イ 災害直後は、現地の備蓄で対応 ロ 被災市町村と連絡が取れない段階では、飲料水や食料などを、<u>自衛隊の協力も得ながら</u>プッシュ型で早期に送付 (略)</p>	<p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備 1 段階的な輸送体制の構築 (1) 輸送体制構築の計画策定 イ 災害直後は、現地の備蓄で対応 ロ 被災市町村と連絡が取れない段階では、飲料水や食料などを_____プッシュ型で早期に送付 (略)</p>	名称変更
			内容適正化 (発災直後の人命救助優先)

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
179	<p>第26節 災害時要援護者・外国人対応</p> <p>第1 目的 大規模地震・津波災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）、また県内に在住する外国人、あるいは団体旅行者等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、沿岸市町及び関係機関は、その対策について整備する。</p> <p>第2 高齢者、障害者等への対応 一般に要援護者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、沿岸市町、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、<u>要援護者の災害予防に万全を期す。</u> (略)</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1 目的 大規模地震・津波災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行者等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、市町村及び関係機関は、その対策について整備する。</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策 一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、沿岸市町、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、<u>要配慮者の災害予防に万全を期す。</u> (略)</p>	
180	<p>2 在宅の要援護者の災害予防対策</p> <p>(1) <u>要援護者避難支援プランの策定</u> 沿岸市町は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、<u>要援護者支援に係る全体的な考え方と要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成する避難支援プランを作成するよう努める。</u> <u>個別計画では、要援護者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの要援護者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、要援護者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。</u> <u>なお、要援護者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。</u></p> <p>(2) <u>要援護者の把握</u> 沿岸市町は、災害による犠牲者となりやすい<u>要援護者の把握</u>に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。 なお、沿岸市町は、<u>取組指針</u>に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p> <p>イ <u>要援護者の所在把握</u></p>	<p>2 <u>要配慮者の災害予防対策</u></p> <p>(1) <u>沿岸市町地域防災計画・全体計画の策定</u> 沿岸市町は、<u>内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）</u>等を参考に、<u>地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。</u></p> <p>(2) <u>要配慮者の把握</u> 沿岸市町は、災害による犠牲者となりやすい<u>要配慮者の把握</u>に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。 なお、沿岸市町は、<u>取組指針及びガイドライン</u>に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p> <p>イ <u>要配慮者の所在把握</u></p>	<p>国の指針の改正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
181	<p>(イ) 沿岸市町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に<u>要援護者</u>をリストアップし、どのような<u>要援護者</u>(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に本人又はその家族から同意を得ておく。</p> <p>また、平常時から<u>要援護者</u>と接している沿岸市町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>ロ 所在情報の管理 (略)</p> <p>(ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、<u>要援護者</u>情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(イ) 沿岸市町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に<u>要配慮者</u>をリストアップし、どのような<u>要配慮者</u>(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に本人又はその家族から同意を得ておく。</p> <p>また、平常時から<u>要配慮者</u>と接している沿岸市町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>ロ 所在情報の管理 (略)</p> <p>(ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、<u>要配慮者</u>情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難行動要支援者名簿の整備</u></p> <p>イ <u>名簿の作成・更新</u> 沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、<u>避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</u></p> <p>ロ <u>名簿の提供</u> 沿岸市町は、避難支援等に携わる関係者として沿岸市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p>(4) <u>個別計画の策定</u> 沿岸市町は、<u>避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努める。</u> 個別計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。 個別計画では、<u>避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も</u></p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
182	<p>(3) 支援体制の整備 沿岸市町は、ガイドラインや手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で<u>要援護者</u>を支援するための体制整備に努める。 なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、<u>女性</u>の積極的な参加が得られるよう努める。</p> <p>(4) 防災設備等の整備 (略)</p> <p>(5) 相互協力体制の整備 沿岸市町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、<u>要援護者</u>の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、<u>要援護者</u>の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</p> <p>(6) 情報伝達手段の普及 県及び沿岸市町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、<u>要援護者</u>個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	<p>含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。 なお、<u>避難行動要支援者</u>を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、<u>避難支援者の安全確保</u>等にも十分留意する。</p> <p>(5) <u>避難行動要支援者の移送</u> 沿岸市町は、安全が確認された後に、<u>避難行動要支援者</u>を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、<u>運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>(6) 支援体制の整備 沿岸市町は、<u>取組指針やガイドライン</u>等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で<u>要配慮者</u>を支援するための体制整備に努める。 なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、<u>要配慮者やその家族、女性</u>の積極的な参加が得られるよう努める。</p> <p>(7) 防災設備等の整備 (略)</p> <p>(8) 相互協力体制の整備 沿岸市町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、<u>要配慮者</u>の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、<u>要配慮者</u>の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</p> <p>(9) 情報伝達手段の普及 県及び沿岸市町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、<u>要配慮者</u>個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	
183	<p>3 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備・指定 沿岸市町は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、<u>要援護者</u>のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。</p> <p>(2) 沿岸市町の域を超えた<u>要援護者</u>の受入れ体制の構築 沿岸市町は、県と連携を図りながら、当該沿岸市町での受入れが困難な在宅の<u>要援護者</u>を想定し、沿岸市町の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。</p>	<p>3 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備・指定 沿岸市町は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、<u>要配慮者</u>のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。</p> <p>(2) 沿岸市町の域を超えた<u>要配慮者</u>の受入れ体制の構築 沿岸市町は、県と連携を図りながら、当該沿岸市町での受入れが困難な在宅の<u>要配慮者</u>を想定し、沿岸市町の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
184	<p>(3) 福祉避難所の構造・設備 沿岸市町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要援護者</u>が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。</p> <p>(4) 支援対策要員の確保 沿岸市町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要援護者</u>の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。なお、県においては、広域避難時の<u>要援護者</u>の支援体制における、沿岸市町や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、沿岸市町を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>5 家族を含めた防災訓練の実施 沿岸市町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、<u>要援護者</u>やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>6 <u>要援護者</u>自身の備え 県及び沿岸市町は、平常時に<u>要援護者</u>自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 福祉避難所の構造・設備 沿岸市町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要配慮者</u>が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。</p> <p>(4) 支援対策要員の確保 沿岸市町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要配慮者</u>の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。なお、県においては、広域避難時の<u>要配慮者</u>の支援体制における、沿岸市町や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、沿岸市町を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>5 家族を含めた防災訓練の実施 沿岸市町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、<u>要配慮者</u>やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>6 <u>要配慮者</u>自身の備え 県及び沿岸市町は、平常時に<u>要配慮者</u>自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。</p> <p>(略)</p>	
184	<p>第3 外国人対応 本県に在住する外国人は、現在約 14,000 人(<u>H23 末日現在</u>)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 外国人への支援対策 本県に在住する外国人は、現在約 14,000 人(<u>平成 24 年末日現在</u>)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。</p> <p>(略)</p>	
185	<p>第4 旅行者への対応 (略)</p>	<p>第4 旅行者への支援対策 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
186	第27節 複合災害対策 (略)	第27節 複合災害対策 (略)	
189	第28節 廃棄物対策 (略)	第28節 廃棄物対策 (略)	
190	第3 主な措置内容 沿岸市町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 1 緊急出動体制の整備 (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。 (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。 (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。 (新設) 2 震災時における応急体制の確保 (1) <u>生活ごみや災害によって生じた廃棄物(がれき)の分別収集体制や一時保管場所である仮置き場の配置に関する計画を作成すること。</u> (略)	第3 主な措置内容 沿岸市町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 1 緊急出動体制の整備 (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。 (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。 (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。 <u>(4) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。</u> 2 震災時における応急体制の確保 (1) <u>仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。</u> (略)	廃棄物処理施設整備計画の反映

頁	修正前	修正後	備考
191	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 目的 地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に、<u>高齢者、障害者等の災害時要援護者</u>への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。 (略)</p> <p>第2 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、<u>地震動特別警報に位置づけられる。</u> (略)</p> <p>第3 _____津波警報の伝達 (略) 2 沿岸市町の対応 沿岸市町は、気象台からの情報の内容を鑑みて、避難勧告又は指示を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。 (新設) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 目的 地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に、<u>要配慮者</u>への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。 (略)</p> <p>第2 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで放送する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、<u>地震動特別警報に位置づけられる。</u> (略)</p> <p>第3 <u>大津波警報</u>、津波警報の伝達 (略) 2 沿岸市町の対応 沿岸市町は、気象台からの情報の内容を鑑みて、避難勧告又は指示を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。 <u>なお、沿岸市町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。</u> (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>改正気象業務法(特別警報)の反映</p>
193	<p>第4 地震・津波情報 仙台管区気象台は、<u>大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報</u>及び地震情報や津波情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。 1 情報の種類 (1) <u>大津波警報・津波警報・津波注意報</u></p>	<p>第4 地震・津波情報 仙台管区気象台は、<u>_____津波警報等</u>・津波予報及び地震情報や津波情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。 1 情報の種類 (1) <u>_____津波警報等</u></p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																				
198	<p>イ 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。_____</p> <p>(略)</p> <p>(3) 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>イ 津波予報の発表基準とその内容</p> <table border="1" data-bbox="230 560 1046 732"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応 仙台管区気象台は、津波警報・注意報、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により沿岸市町等関係機関へ伝達する。 なお、緊急を要する津波警報・注意報については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災関係機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-A L E R T)により、総務省消防庁から同報送信されている。</p> <p>(2) 報道機関の対応 報道機関は、津波警報・注意報、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 放送事業者の対応</p> <p>(2) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 災害情報収集・伝達 (略)</p>		発表基準	内容	津波予報	(略)		(略)		津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)		<p>イ _____津波警報等の発表等 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に_____津波警報等を発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>(3) 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>_____ 津波予報の発表基準とその内容</p> <table border="1" data-bbox="1133 560 1948 732"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応 仙台管区気象台は、津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により沿岸市町等関係機関へ伝達する。 なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災関係機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-A L E R T)により、総務省消防庁から同報送信されている。</p> <p>(2) 報道機関の対応 報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 放送事業者の対応</p> <p>(2) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の放送に努めるよう留意する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 災害情報収集・伝達 (略)</p>		発表基準	内容	津波予報	(略)		(略)		津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)		<p>改正気象業務法(特別警報)の反映</p>
	発表基準	内容																					
津波予報	(略)																						
	(略)																						
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)																						
	発表基準	内容																					
津波予報	(略)																						
	(略)																						
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)																						
199	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																				

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
200	2 情報の収集 (略)	2 情報の収集 (略)	
201	(11) 第二管区海上保安本部は、海上及び沿岸部における被害状況の把握について、関係機関と密接な連携を図るとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。 特に、航空機による広域的な被害調査が初期段階において非常に重要であることから、災害発生時には、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対し直ちに情報の収集を指示するとともに、大規模な災害が発生した場合等においては、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集を実施する。 (略)	(11) 第二管区海上保安本部は、海上及び沿岸部における被害状況の把握について、関係機関と密接な連携を図るとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。 情報収集活動の実施に当たっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示するものとする。特に、大規模な地震や海上災害が発生した場合等においては、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せて実施する。 (略)	海上保安庁防災業務計画に基づき修正
204	第6 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信連絡 (1) 通信連絡手段 (略) ハ 災害時優先携帯電話・防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。 (略)	第6 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信連絡 (1) 通信連絡手段 (略) ハ 災害時優先携帯電話・防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。 (略)	語句修正
206	4 放送施設 (1) 日本放送協会仙台放送局 イ 放送体制	4 放送施設 (1) 日本放送協会仙台放送局 イ 放送体制	
207	大規模地震・津波が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。 また、地方自治体・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活(ライフライン等)情報・安否情報等を提供し、 <u>人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。</u>	大規模地震・津波が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。 また、地方自治体・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活(ライフライン等)情報等を放送する。	表現適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
210	<p>第2節 災害広報活動</p> <p>第1 目的 県、沿岸市町及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震・津波情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。 また、<u>災害時要援護者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 災害広報活動</p> <p>第1 目的 県、沿岸市町及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震・津波情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。 また、<u>要配慮者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	
213	<p>(新設)</p> <p>第5 防災関係機関の広報 (略)</p>	<p>第5 安否情報 <u>県及び沿岸市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び沿岸市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</u> <u>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 防災関係機関の広報 (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																												
214	<p>第3節 防災活動体制 (略)</p> <p>第1 目的 大規模地震・津波が発生した場合、県沿岸域の広い範囲で県民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、県、沿岸市町、防災関係機関は、大規模地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。 また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウトターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。 (新設)</p> <p>第3 県の活動 (略)</p> <p>(2) 特別警戒配備(1号) 県内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波警報(津波)が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。</p> <p>(3) 特別警戒配備(2号) 県内で震度5(弱・強)を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報(大津波)が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。 (略)</p>	<p>第3節 防災活動体制 (略)</p> <p>第1 目的 大規模地震・津波が発生した場合、県沿岸域の広い範囲で県民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、県、沿岸市町、防災関係機関は、大規模地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。 また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウトターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。 <u>なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</u></p> <p>第3 県の活動 (略)</p> <p>(2) 特別警戒配備(1号) 県内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波警報_____が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。</p> <p>(3) 特別警戒配備(2号) 県内で震度5(弱・強)を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に大津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。 (略)</p>	改正災対法の反映																																												
217	<p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1" data-bbox="215 1094 1055 1334"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害対策警戒配備要領による警戒配備</td> <td>特別警戒配備</td> <td>1号</td> <td>1 宮城県に津波警報(津波)が発表されたとき。 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>2号</td> <td>1 宮城県に津波警報(大津波)が発表されたとき。 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分		配備基準				災害対策警戒配備要領による警戒配備	特別警戒配備	1号	1 宮城県に津波警報(津波)が発表されたとき。 (略)			警戒配備	2号	1 宮城県に津波警報(大津波)が発表されたとき。 (略)					(略)			<p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1" data-bbox="1115 1094 1955 1334"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害対策警戒配備要領による警戒配備</td> <td>特別警戒配備</td> <td>1号</td> <td>1 宮城県に津波警報_____が発表されたとき。 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>2号</td> <td>1 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分		配備基準				災害対策警戒配備要領による警戒配備	特別警戒配備	1号	1 宮城県に津波警報_____が発表されたとき。 (略)			警戒配備	2号	1 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 (略)					(略)			
区分		配備基準																																													
災害対策警戒配備要領による警戒配備	特別警戒配備	1号	1 宮城県に津波警報(津波)が発表されたとき。 (略)																																												
	警戒配備	2号	1 宮城県に津波警報(大津波)が発表されたとき。 (略)																																												
			(略)																																												
区分		配備基準																																													
災害対策警戒配備要領による警戒配備	特別警戒配備	1号	1 宮城県に津波警報_____が発表されたとき。 (略)																																												
	警戒配備	2号	1 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 (略)																																												
			(略)																																												

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
222	<p>第4節 相互応援活動 (略)</p> <p>第3 県による応援活動 (略)</p> <p>2 職員派遣の要請 県は、被災沿岸市町の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災沿岸市町のニーズを照会し、必要人数を全国知事会及び<u>総務省</u>に職員派遣を要請する。 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4節 相互応援活動 (略)</p> <p>第3 県による応援活動 (略)</p> <p>2 職員派遣の要請 県は、被災沿岸市町の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災沿岸市町のニーズを照会し、必要人数を全国知事会及び<u>国</u>に職員派遣を要請する。 (略)</p> <p>4 応急措置の代行 県は、県内地域に係る災害が発生した場合において、被災により沿岸市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、<u>応急措置を実施するため沿岸市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にあるものを応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該沿岸市町に代わって行う。</u></p> <p>5 応急復旧の要請等 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、<u>道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u> (略)</p>	<p>内容適正化</p> <p>改正災害対法の反映</p>
227	<p>第5節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>(略)</p>	
228	<p>第3 救助の実施の委任 知事は、<u>法第30条</u>の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町長に委任することができる。同法施行令第<u>23条</u>の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。 (略)</p>	<p>第3 救助の実施の委任 知事は、<u>法第13条</u>の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町長に委任することができる。同法施行令第<u>17条</u>の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。 (略)</p>	<p>改正災害救助法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
230	第6節 自衛隊の災害派遣	第6節 自衛隊の災害派遣	
238	第7 経費の負担 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料 (略)	(略) 第7 経費の負担 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通信料 (略)	内容適正化
239	第7節 救急・救助活動 (略)	第7節 救急・救助活動 (略)	
240	第6 第二管区海上保安本部の活動 1 地震・津波等により海難救助等を行うに当たって、____規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、 <u>救急・救助活動</u> において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な <u>救急・救助活動</u> を行う。 (略)	第6 第二管区海上保安本部の活動 1 地震・津波等により海難救助等を行うに当たって、 <u>災害の種類</u> 、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、 <u>救助・救急活動</u> において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な <u>救助・救急活動</u> を行う。 (略)	海上保安庁防災業務計画に基づき修正
241	(4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震津波等の二次災害の防止を図る。 (略)	(4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震発生後の余震に伴う津波等の二次災害の防止を図る。 (略)	表現適正化
242	第8 救急・救助活動への支援 東北地方整備局及び東日本高速道路(株)東北支社____は、高速道路のサービスエリア等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。 (略)	第8 救急・救助活動への支援 東北地方整備局、東日本高速道路(株)東北支社、県又は沿岸市町は、高速道路のサービスエリア、 <u>道の駅</u> 等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。 (略)	改正災対法の反映
243	第8節 医療救護活動	第8節 医療救護活動	
249	第9節 消火活動	第9節 消火活動	
253	第10節 交通・輸送活動	第10節 交通・輸送活動	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
262	<p>第11節 ヘリコプターの活動 (略)</p> <p>第2 活動体制 県は、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。</p> <p>1 場外離着陸場等においては、航空交通情報(離着陸する順序、上空待機方法、安全に関する助言等)を提供するとともに、必要と思われる場合は、東京航空局仙台空港事務所に対し航空情報(ノータム)の発出を要請する。</p> <p>2 ヘリコプター運航のための無線の周波数については、消防・防災ヘリコプター用運航管理通信用周波数を使用する。</p> <p>3 県内における救援活動等を円滑に行うため、県内の場外離着陸場や病院、防災関係機関等が図上に明記された「宮城県航空防災マップ」を活用する。</p> <p>第3 活動内容 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、ヘリコプターを有する防災関係機関は、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。 (略)</p> <p>第5 安全運航体制の確保 (略)</p> <p>2 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」(運輸省)に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。 (略)</p>	<p>第11節 ヘリコプターの活動 (略)</p> <p>第2 活動体制 県は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、ヘリコプター運用調整班を設置し、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに効率的な災害対策活動等の実施と安全運航の確保を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>第3 活動内容 ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。 (略)</p> <p>第5 安全運航体制の確保 (略)</p> <p>2 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」_____に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。 (略)</p>	<p>計画見直しによる修正</p> <p>左記計画に基づくことを明記</p> <p>内容適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
265	<p>第12節 避難活動 (略)</p>	<p>第12節 避難活動 (略)</p>	
267	<p>第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知 (略)</p>	<p>第4 避難の勧告又は指示の内容及び周知 (略)</p>	
268	<p>3 避難の措置と周知 避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p>	<p>3 避難の措置と周知 避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p>	
268	<p>(1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、<u>避難勧告等の周知に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</u></p>	<p>(1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、<u>避難勧告等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</u></p>	改正災対法の反映
270	<p>第5 避難誘導 1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。</u>また、優先避難を呼びかけるとともに、<u>災害時要援護者の避難を優先して行う。</u> (略)</p>	<p>第5 避難誘導 1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、<u>避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。</u>また、優先避難を呼びかけるとともに、<u>避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u> (略)</p>	
	<p>3 沿岸市町は、消防職団員、水防団員、沿岸市町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や<u>災害時要援護者の避難支援</u>などの緊急対策を行う。</p>	<p>3 沿岸市町は、消防職団員、水防団員、沿岸市町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や<u>避難行動要支援者の避難支援</u>などの緊急対策を行う。</p>	
	<p>4 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。ただし、<u>災害時要援護者</u>やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、又は沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等による出入りが主となるような避難が困難な地域において、やむを得ず自動車での避難を行う場合、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は自身の安全を確保した上で、自動車でも安全かつ<u>確実な避難</u>を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。 (略)</p>	<p>4 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。ただし、<u>避難行動要支援者</u>やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、又は沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等による出入りが主となるような避難が困難な地域において、やむを得ず自動車での避難を行う場合、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は自身の安全を確保した上で、自動車でも安全かつ<u>確実な避難</u>を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
270	<p>(新設)</p> <p>第6 避難所の開設及び運営</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、沿岸市町は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に<u>避難所</u>を開設し、収容保護する。</p> <p>1 避難所の設置</p> <p>(1) 沿岸市町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を避難所として開設する。</p> <p>(2) 沿岸市町は、<u>避難所として開設した施設のみをもっては収容能力に不足が生じる</u>ときは、<u>野外のテント等のほか、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設</u>についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て<u>避難場所</u>として開設する。</p> <p>(3) 沿岸市町は、<u>避難所の開設が予定される施設について、対象地域の被災住民を収容できる規模を確認し、適切に配置するよう努めるとともに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(4) 沿岸市町は、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。</u></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理 イ～ホ (略)</p>	<p>7 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、<u>運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u></p> <p>県は、<u>運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</u></p> <p>第6 避難所の開設及び運営</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、沿岸市町は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に<u>指定避難所</u>を開設し、収容保護する。</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 沿岸市町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を避難所として開設する。</p> <p>(2) 沿岸市町は、<u>必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、</u>災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て<u>避難所</u>として開設する。</p> <p>(3) 沿岸市町は、<u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(4) 沿岸市町は、<u>要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理 イ～ホ (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>
271			
272	<p>ハ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>沿岸市町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報につ</u></p>	<p>ハ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>沿岸市町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報につ</u></p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
273	<p>て沿岸市町に提供する。</p> <p>(2) 避難所の環境維持</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握 沿岸市町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、<u>ごみ処理</u>の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) 男女共同参画</p> <p>イ 避難所運営への女性の参画促進 沿岸市町は、避難所の運営において、<u>_____女性も参加する打合せ会を持つなど</u>、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>ロ 男女のニーズの違いへの配慮 沿岸市町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、<u>_____安全性の確保</u>など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難場所</u>の運営に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>災害時要援護者の情報提供</u> 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め</u>、把握した情報について沿岸市町に提供する。</p> <p>第7 避難長期化への対処</p> <p>(略)</p> <p>2 沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅<u>及び空き家</u>等利用可能な既存</p>	<p>いて沿岸市町に提供する。</p> <p>(2) 避難所の環境維持</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握 沿岸市町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、<u>し尿及びごみの処理</u>状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) 男女共同参画</p> <p>イ 避難所運営への女性の参画促進 沿岸市町は、避難所の運営において、<u>女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど</u>、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>ロ 男女のニーズの違いへの配慮 沿岸市町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、<u>巡回警備や防犯ブザーの配布</u>等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所</u>の運営に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>避難行動要支援者の情報提供</u> 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め</u>、把握した情報について沿岸市町に提供する。</p> <p>第7 避難長期化への対処</p> <p>(略)</p> <p>2 沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、<u>空き家</u>等利用可能な既存住</p>	<p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
274	<p>住宅のあつせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。 (略)</p> <p>4 県は、沿岸市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、沿岸市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、沿岸市町からの要求を待っていないときは、沿岸市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための<u>要求</u>を沿岸市町村に代わって行う。</p> <p>5 市町村は、<u>避難場所</u>を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の沿岸市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>第8 帰宅困難者対策 都市部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び沿岸市町は、以下の帰宅困難者対策を行う。</p> <p>1 一斉帰宅抑制に関する対応 (略)</p> <p>(3) 大規模集客施設等の対応 大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、沿岸市町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。 特に、災害時要援護者に対しては、<u>十分</u>な配慮を行い、対応するよう努める。 (略)</p>	<p>宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。 (略)</p> <p>4 県は、沿岸市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、沿岸市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、沿岸市町からの要求を待っていないときは、沿岸市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための<u>協議</u>を沿岸市町に代わって行う。</p> <p>5 市町村は、<u>避難所</u>を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の沿岸市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>第8 帰宅困難者対策 都市部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び沿岸市町は、以下の帰宅困難者対策を行う。</p> <p>1 一斉帰宅抑制に関する対応 (略)</p> <p>(3) 大規模集客施設等の対応 大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、沿岸市町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。 <u>なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。</u> (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>
275	<p>3 <u>災害時要援護者</u>への対応 県及び沿岸市町は、<u>障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦</u>など自力での移動が困難な<u>災害時要援護者</u>について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。 (略)</p>	<p>3 <u>避難行動要支援者</u>への対応 県及び沿岸市町は、自力での移動が困難な<u>避難行動要支援者</u>について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。 (略)</p>	<p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p>
276	<p>第11 在宅避難者への支援 1 生活支援の実施 県及び沿岸市町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体とし</p>	<p>第11 在宅避難者への支援 1 生活支援の実施 県及び沿岸市町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体とし</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>て進める。 (略)</p>	<p>て進める。 また、<u>県及び沿岸市町は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u> (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
277	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の維持管理・運営 (3) 運営上の配慮事項 (略)</p> <p>ロ ストレス軽減,心のケア等のための対応 (イ) 交流の場_____ (ロ) 生きがい_____</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 仮設住宅の利用,コミュニティ運営体制等 (イ) 集会所_____ (ロ) 仮設スーパー_____ (ハ) 相互情報交換_____</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の維持管理・運営 (3) 運営上の配慮事項 (略)</p> <p>ロ ストレス軽減,心のケア等のための対応 (イ) 交流の場<u>づくり</u> (ロ) 生きがいの<u>創出</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(ホ) 女性専用相談窓口の設置,男性に対する相談体制の整備</u></p> <p>ハ 仮設住宅の利用,コミュニティ運営体制等 (イ) 集会所<u>の設置</u> (ロ) 仮設スーパー等<u>の開業支援</u> (ハ) 相互情報交換<u>の支援</u></p> <p>(略)</p>	<p>表現の修正</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p>
281	<p>第14節 相談活動 (略)</p>	<p>第14節 相談活動 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
283	<p>第15節 災害時要援護者・外国人対応</p> <p>第1 目的 大規模地震・津波災害発生時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者、旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。 このため、県、沿岸市町、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。</p> <p>第2 高齢者・障害者等への対応 災害時には、一般的に災害時要援護者と考えられる、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等(以下、「要援護者」という。)に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。 このため、沿岸市町は、災害の発生に備え、個人情報保護に配慮しつつ、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要援護者に対する援護が適切に行われるように努める。</p> <p>1 安全確保 (略) (2) 社会福祉施設等以外の要援護者 被災沿岸市町は、あらかじめ登録された要援護者の在宅情報に基づき、在宅の要援護者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要援護者を把握する。 また、未登録の要援護者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。</p>	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第1 目的 大規模地震・津波災害発生時には、特に要配慮者や旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。 このため、県、沿岸市町、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。</p> <p>第2 高齢者・障害者等への支援活動 災害時には、高齢者・障害者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。</p> <p>_____沿岸市町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p> <p>1 安全確保 (略) (2) 社会福祉施設等以外の要配慮者 被災沿岸市町は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。 また、未登録の要配慮者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。</p>	改正災対法の反映
284	<p>2 援護体制の確立と実施 (略) (2) 緊急援護 イ 受入れ可能施設の把握 被災沿岸市町は、関係機関と連携し、被災による要援護者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。 ロ 福祉ニーズの把握と援護の実施 県及び沿岸市町は、要援護者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)の派</p>	<p>2 支援体制の確立と実施 (略) (2) 緊急支援 イ 受入れ可能施設の把握 被災沿岸市町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。 ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施 県及び沿岸市町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)の派</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
285	<p>遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 相互協力体制 被災沿岸市町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、<u>要援護者</u>の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、<u>要援護者</u>の安全確保に関する相互協力体制により<u>援護</u>を行う。</p> <p>(3) 避難所での<u>援護</u></p> <p>イ <u>援護体制と支援</u> 被災沿岸市町は、<u>要援護者</u>が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる<u>援護</u>体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。</p> <p>ロ 健康状態への配慮 アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な<u>要援護者</u>に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。 特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、<u>要援護者</u>に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p>ハ 専門職による相談対応 県及び沿岸市町は、被災地及び避難所における<u>要援護者</u>等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。</p> <p>ニ 福祉避難所への移送 沿岸市町は、指定避難所に避難した<u>要援護者</u>について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。 県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の設置 応急仮設住宅への入居に当たっては、<u>要援護者</u>に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。</p> <p>第16節 愛玩動物の收容対策 (略)</p>	<p>遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 相互協力体制 被災沿岸市町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、<u>要配慮者</u>の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、<u>要配慮者</u>の安全確保に関する相互協力体制により<u>支援</u>を行う。</p> <p>(3) 避難所での<u>支援</u></p> <p>イ <u>支援体制の確立</u> 被災沿岸市町は、<u>要配慮者</u>が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる<u>支援</u>体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。</p> <p>ロ 健康状態への配慮 アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な<u>要配慮者</u>に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。 特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、<u>要配慮者</u>に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p>ハ 専門職による相談対応 県及び沿岸市町は、被災地及び避難所における<u>要配慮者</u>等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。</p> <p>ニ 福祉避難所への移送 沿岸市町は、指定避難所に避難した<u>要配慮者</u>について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。 県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の設置 応急仮設住宅への入居に当たっては、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。</p> <p>第16節 愛玩動物の收容対策 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
289	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 目的 (略) また、調達物資の選定に当たっては、<u>災害時要援護者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。 (略)</p>	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 目的 (略) また、調達物資の選定に当たっては、<u>要配慮者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。 (略)</p>	改正災対法の反映
290	<p>第4 食料</p>	<p>第4 食料</p>	
291	<p>2 米穀</p> <p>(1) 調達 県は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、沿岸市町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な<u>応急用米穀</u>を調達する。 ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は沿岸市町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」<u> </u>)を調達する。 (略)</p> <p>6 その他副食品等 その他副食品等について、県は、各市町村と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどに対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品<u>工業</u>協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。 (略)</p>	<p>2 米穀</p> <p>(1) 調達 県は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、沿岸市町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な<u>米穀</u>(以下「<u>応急用米穀</u>という。’)を調達する。 ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は沿岸市町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「<u>災害救助用米穀</u>という。’)を調達する。 (略)</p> <p>6 その他副食品等 その他副食品等について、県は、各市町村と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどに対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品<u>産業</u>協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。 (略)</p>	用語の定義付け
295	<p>第6 生活物資 (略)</p> <p>2 物資の調達・供給 (略)</p> <p>(7) 供給する物資の選定に当たっては、<u>災害時要援護者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。 (略)</p>	<p>第6 生活物資 (略)</p> <p>2 物資の調達・供給 (略)</p> <p>(7) 供給する物資の選定に当たっては、<u>要配慮者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。 (略)</p>	名称変更

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
298	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 目的 被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、県及び沿岸市町は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。</p> <p>特に、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 目的 被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、県及び沿岸市町は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。</p> <p>特に、<u>要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>(略)</p>	改正災対法の反映
299	<p>第3 保健対策</p> <p>1 健康調査、健康相談</p> <p>(1) 保健指導及び健康相談の実施</p> <p>県は、沿岸市町と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 保健対策</p> <p>1 健康調査、健康相談</p> <p>(1) 保健指導及び健康相談の実施</p> <p>県は、沿岸市町と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、<u>要配慮者</u>に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。</p> <p>(略)</p>	
302	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬 (略)</p>	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
304	<p>第20節 廃棄物処理活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理</p> <p>(略)</p> <p>2 県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、<u>災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</u></p> <p>3 県及び沿岸市町又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>第20節 廃棄物処理活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害廃棄物の処理</p> <p>(略)</p> <p>2 県は、災害廃棄物の広域処理について、<u>適切な処理処分方法を沿岸市町に助言する。</u></p> <p>3 <u>沿岸市町</u>又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>国の災害廃棄物対策指針に基づき修正</p>
305	<p>第4 処理方法</p> <p>(略)</p> <p>2 沿岸市町は、<u>避難場所</u>の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) し尿処理</p> <p>イ 沿岸市町は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレ<u> </u>の設置をできる限り早期に完了する。</p> <p>なお、仮設トイレ<u> </u>の設置に当たっては、<u>高齢者、障害者等災害時要援護者</u>への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ハ 沿岸市町は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ<u> </u>の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 処理方法</p> <p>(略)</p> <p>2 沿岸市町は、<u>避難所</u>の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) し尿処理</p> <p>イ 沿岸市町は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレや<u>マンホールトイレ</u>の設置をできる限り早期に完了する。</p> <p>なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、<u>要配慮者</u>への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ハ 沿岸市町は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ<u>等</u>の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
307 309 313	<p>第21節 社会秩序維持活動</p> <p>第22節 教育活動</p> <p>第23節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p style="text-align: right;">} (略)</p>	<p>第21節 社会秩序維持活動</p> <p>第22節 教育活動</p> <p>第23節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p style="text-align: right;">} (略)</p>	
316	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>(略)</p>	
323	<p>第9 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社</p> <p>(略)</p> <p>(6) 運転規制の内容</p> <p>イ <u>地震が発生した場合の列車の運転取り扱いは次による。</u></p> <p><u>(イ) 地震計に12.0 カイン以上(一部6.0 カイン以上)が感知された場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。</u></p> <p><u>(ロ) 地震計に6.0 カイン以上12.0 カイン未満(一部3.0 カイン以上6.0 カイン未満)が感知された場合、初列車を、25km/h 又は35km/h 以下の徐行運転を行い施設の点検を行った後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。</u></p> <p><u>(ハ) 地震計に6.0 カイン未満(一部3.0 カイン未満)が感知された場合、特に運転規制は行わない。</u></p> <p>ロ 列車の運転方法はそのつど決定するが、<u>おおむね次により実施する。</u></p> <p><u>(イ) 迂回又は折り返し運転</u></p> <p><u>(ロ) 臨時列車の特発</u></p> <p><u>(ハ) バス代行又は徒歩連絡</u></p> <p>(略)</p>	<p>第9 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社</p> <p>(略)</p> <p>(6) 運転規制の内容</p> <p>イ <u>大津波警報又は津波警報が発表された場合は運転規制等を実施する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>ロ 列車の運転方法はそのつど決定する_____。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>防災業務計画に基づき修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
328	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震・津波災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、県民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。</p> <p>このため、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震・津波災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、県民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。</p> <p>このため、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。</p> <p><u>なお、県及び沿岸市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>東日本大震災の教訓を踏まえて追加</p>
330	<p>第5 電力施設</p> <p>(略)</p> <p>2 店所間応援の要請及び派遣</p> <p><u>(1) 被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、「一般災害復旧応援要請書」により他店所に応援を要請する。</u></p> <p><u>(2) 応援を求める場合、当該支店管内の動員については、当該対策組織の長が行い、当該支店管外からの動員については、上位機関対策組織に要請する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第5 電力施設</p> <p>(略)</p> <p>2 店所間応援の要請及び派遣</p> <p>被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、<u> </u>他店所に応援を要請する。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>	<p>応援手順の変更</p>
334	<p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 応急復旧対策として可搬型無線機の出動、臨時回線の作成、<u>臨時公衆電話の設置等を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>広域災害においては、停電時における公衆電話の無料化を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 被災地情報</p> <p><u>東日本電信電話株式会社宮城支店の有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。</u></p>	<p>第7 電信・電話施設</p> <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、<u>特設公衆電話の設置等を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>内容適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
335	第26節 危険物施設等の安全確保	第26節 危険物施設等の安全確保	
341	第27節 農林水産業の応急対策	第27節 農林水産業の応急対策	
343	第28節 二次災害・複合災害防止対策	第28節 二次災害・複合災害防止対策	
346	第29節 応急公用負担等の実施	第29節 応急公用負担等の実施	
349	第30節 ボランティア活動	第30節 ボランティア活動	
351	第31節 海外からの支援の受入れ	第31節 海外からの支援の受入れ	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
353	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>(略)</p> <p>3 女性及び災害時要援護者の参画促進 県及び沿岸市町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、<u>障害者、高齢者等の災害時要援護者</u>についても、参画を促進するよう努める。</p> <p>4 職員派遣等の要請 県及び沿岸市町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>3 事業の実施 (1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第4 災害復興計画</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>(略)</p> <p>3 女性及び要配慮者の参画促進 県及び沿岸市町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、<u>要配慮者</u>についても、参画を促進するよう努める。</p> <p>4 職員派遣等の要請 県及び沿岸市町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。 また、県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)からの復興のために必要な場合、<u>関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、沿岸市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>(略)</p> <p>3 事業の実施 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>県は、特定大規模災害等を受けた沿岸市町から要請があり、かつ当該沿岸市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該沿岸市町に代わって工事を行う。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第4 災害復興計画</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>大規模災害復興法の反映</p> <p>大規模災害復興法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
356	<p>(略)</p> <p>2 復興計画の策定</p> <p>(1) 沿岸市町の復興計画の策定</p> <p>沿岸市町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 復興計画の策定</p> <p>(1) 沿岸市町の復興計画の策定</p> <p>沿岸市町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。</p> <p>また、沿岸市町は必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、<u>国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>大規模災害復興法の反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
358	<p>第2節 生活再建支援 (略)</p> <p>第2 <u>り災証明の発行</u> 沿岸市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や<u>り災証明</u>交付の体制を確立し、速やかに被災者に<u>り災証明</u>を交付する。 県は、沿岸市町で実施する被害認定や<u>り災証明</u>の<u>発行業務</u>に必要となる職員の派遣や技術的な支援を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第3 被災者生活再建支援制度 (略)</p> <p>7 受付体制の整備 沿岸市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、<u> </u>体制の整備等を図るよう努める。</p> <p>また、<u>り災証明</u>交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。 (略)</p>	<p>第2節 生活再建支援 (略)</p> <p>第2 <u>罹災証明書の交付</u> 沿岸市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や<u>罹災証明書</u>交付の体制を確立し、速やかに被災者に<u>罹災証明書</u>を交付する。 県は、沿岸市町で実施する被害認定や<u>罹災証明書の交付業務</u>に必要となる職員の派遣や技術的な支援を行う。</p> <p>第3 <u>被災者台帳</u> 沿岸市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、<u>配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する沿岸市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>第4 被災者生活再建支援制度 (略)</p> <p>7 受付体制の整備 沿岸市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、<u>申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る</u>よう努める。 また、<u>罹災証明書</u>交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。 (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p>
366	<p>第3節 住宅復旧支援</p>	<p>第3節 住宅復旧支援</p>	
368	<p>第4節 産業復興支援 } (略)</p>	<p>第4節 産業復興支援 } (略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
370	<p>第5節 都市基盤の復興対策 第1～第3 (略) (新設)</p>	<p>第5節 都市基盤の復興対策 第1～第3 (略) 第4 都市計画の決定等の代行 <u>県は、特定大規模災害等を受けた沿岸市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該沿岸市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。</u></p>	大規模災害復興法の反映
371	<p>第6節 義援金の受入れ、配分 } (略)</p>	<p>第6節 義援金の受入れ、配分 } (略)</p>	
372	<p>第7節 激甚災害の指定 }</p>	<p>第7節 激甚災害の指定 }</p>	
376	<p>第8節 災害対応の検証 }</p>	<p>第8節 災害対応の検証 }</p>	